

入院時食事療養費と入院時生活療養費 (令和8年6月変更点)

厚生労働省告示の改正にともない、令和8年6月1日から入院時の食事代等にかかる標準負担額（自己負担額）が以下のとおり引き上げられます。

食事療養費標準負担額

		1食あたりの負担額	
		令和7年4月1日以降	令和8年6月1日以降
一般		510円	550円
	低所得者Ⅱ	240円	270円
		(91日目以降190円)	(91日目以降220円)
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅰ	240円	270円
		(91日目以降190円)	(91日目以降220円)
	70歳未満	240円	270円
	70歳以上75歳未満	110円	130円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円	330円

65歳以上の方が療養病棟に入院した時の生活療養費標準負担額

		1食あたりの負担金		1日あたりの居住費負担額	
		令和7年4月1日以降	令和8年6月1日以降	令和7年4月1日以降	令和8年6月1日以降
課税世帯		510円	550円	370円	430円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円	270円		
		(医療の必要性の高い方 91日目以降190円)	(医療の必要性の高い方 91日目以降220円)		
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅰ	140円	160円		
		(医療の必要性の高い方110円)	(医療の必要性の高い方130円)		
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円	330円	0円	0円